

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

ルール違反を写真で説明

視覚に訴える新規入場者教育

鉄建建設東京支店 馬込建築作業所

特集Ⅱ

人材獲得競争の武器に

優良企業公表制度開始から2年

ニュース

災害件数が劣化設備に比例

厚労省 鉄鋼業へ初の実態調査

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2276

2017

2/15



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人S R アップ
社会保険労務士永井事務所
東京会
所長 永井 康幸

第 237 回

重機で移動中にふざけていたら両足を負傷

■ 災害のあらまし ■

A会社の従業員として富士山7合目付近での道路工事に従事していたBは、その日の工事を終えて、5合目付近の中継所へ向かってトラクター・ショベルで下山していた。その途中で、同僚Cと小石を投げてふざけあっていたら、トラクター・ショベルのキャタピラと車輪に両足を巻き込まれる事故が起こった。それを理由に療養補償給付、休業補償給付などの支給を求めた。

■ 判断 ■

Bがトラクター・ショベルから飛び降りた経緯や、トラクター・ショベルに戻ろうとした状況などから、本件事故は、業務起因性があり、業務上災害と判断された。

■ 解説 ■

Bは、事故当時、資材運搬用トラクター・ショベルを1人で運転し、車両前部にある砂利や荷物を運搬するためのバケット容器部分に資材を乗せて車両を後退しながら下山していた。Bの車両の約5mないし10m先では、Cを含む他の従業員が送迎用不整地運搬車に乗って下山していた。

BはCとの間で、トラクター・ショベルに乗った状態で、ふざけて小石の投げ合いをしていた。Bは、運転席の周りに小石がなくなったことから、2回にわたり、運転席からトラクター・ショベルの荷台（なお、Bは後退しながら下山していたため、荷台は進行方向となる）に移動し、荷台の中の小石を拾い、荷台または運転席からCに向かってそれを投げていた。

Bは、小石を拾うため再度荷台に移動した後、運転席に戻ろうとして左手で荷台の柵をつかみ、右足を運転席に乗せようと

した際、右足を滑らせて体のバランスを崩した。そこで、やむなくトラクター・ショベルから飛び降りた。そしてBは、なおも小石を拾って1度Cに向かってそれを投げた。その後、トラクター・ショベルの運転席に戻ろうと、右手で運転席の出入口付近をつかみ、左足を軸にして右足をトラクター・ショベルのキャタピラの上下の真ん中付近にある固定された金属板に乗せたところ、右足がすべり、右足がキャタピラと車輪の間に巻き込まれた。さらに、Bは、右足を引き抜こうと、左足を上記金属板に乗せたが、結局左足もキャタピラと車輪の間に巻き込まれ、両足挫滅の傷を負い、右足のくるぶし上から足先までと左足の2指、3指、4指を切断した。

労災保険法に基づく保険給付の対象となるのは、業務上の負傷などだけであり、業務遂行性と業務起因性、つまり労働者が労働契約に基づき使用者の支配下にあることに伴う危険が現実化したものと経験則上認められることが必要である。今回のような被災者の重大な過失ともいうべき行為に起因して被災した場合は、「業務上」の負傷といえるのかどうかが問題となる。

確かに、Bは、自動運転装置もないトラクター・ショベルを走行させたまま、運転席を離れてその操縦を放棄し、後部資材用荷台に移って同僚に小石を投げるといった危険な行為を自ら行っていた。Bが同僚とふざけ合うために停車などの安全措置をとることもなく、自発的に運転席を離れたことから招いた結果であって、本来の運転業務に従事していれば行う必要のなかった行為である。Bの負傷は、同僚と小石の投げ合いをしてふざけ合うという私的行為と評価すべき行動により生じたものであって、業務起因性はないと考えることもできる。



しかし、事業主の支配下で発生した負傷などは、たとえ労働者に過失や非難されるべき点があっても労働災害に当たる。業務遂行中の危険、軽率行為が直ちに業務起因性を否定することにはならない。また、被災者の行為に業務遂行性・起因性を認めうるか否かは、当該事故の瞬間の被災者の行為のみを取り出して判断すべきものではなく、事故に至るまでの被災者の行為全体を評価すべきである。この点、労働者の行為に私的で恣意的要素があることのみをもって事業主の支配を脱したものと単純に評価すべきではない。

本件では、トラクター・ショベル上で投石行為を行っていたとしても、業務は同時進行で遂行されていたと評価できた。Bが小石の投げ合いをしていたのは極めて短時間のことであり、下山のための運行行為全体からみれば労働契約上の義務を果たしていたといえ、業務からの離脱、逸脱行為はなかったとされた。以上により、Bが遂行していたトラクター・ショベルの運転業務に内在する危険が現実化したものといえ、業務と本件事故との間に相当因果関係は肯定された。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp